

台風12号による被害にかかる 災害救助法の適用について

健康福祉部 地域福祉課
地域ケア推進係 福井・久保
☎ 0742-27-8503
内線 2812、2817

1. 災害の概要

台風12号による被害により、奈良県南部において多数の方が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要とすることから、県は災害救助法の適用を決定しました。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等
五條市 宇陀郡御杖村 吉野郡吉野町 吉野郡下市町 吉野郡黒滝村 吉野郡天川村 吉野郡野迫川村 吉野郡十津川村 吉野郡川上村 吉野郡東吉野村	平成23年9月2日	台風12号による被害により、多数の方が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。

2. 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等

※他の市町村についても被害状況等を調査中であり、今後、災害救助法適用市町村を追加することがあります。